

議案第5号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年1月26日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第141号を第143号とし、第119号から第140号までを2号ずつ繰り下げ、同条第118号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第120号とし、同条第117号ア中「第114号」を「第116号」に改め、同号イ中「第114号ア」を「第116号ア」に改め、同号ウ中「第114号イ」を「第116号イ」に改め、同号エ中「第114号ウ」を「第116号ウ」に改め、同号を同条第119号とし、同条第116号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第118号とし、同条中第115号を第117号とし、同条第114号中「第116号」を「第118号」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第111号から第113号までを2号ずつ繰り下げ、同条第110号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第112号とし、同条第109号ア中「第107号ア」を「第109号ア」に改め、同号イ中「第107号イ」を「第109号イ」に改め、同号を同条第111号とし、同条第108号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第110号とし、同条中第102号から第107号までを2号ずつ繰り下げ、同条第101号中「第99号」を「第101号」に改め、同号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第103号とし、同条第100号中「第104号」を「第106号」に改め、同号を同条第102号とし、同条第99号中「第101号及び第102号」を「第103号及び第104号」に、「第97号の表」を「第99号の表」に改め、同号を同条第101号とし、同条第98号ア中「第34号」を「第36号」に改め、同号イ中「第35号」を「第37号」に改め、同号を同条第100号とし、同条第97号の表中「第100号の表」を「第102号の表」に改め、同号を同条第99号とし、同条中第24号から第96号までを

2号ずつ繰り下げ、同条第23号中「第7号」を「第9号」に改め、同号を同条第25号とし、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第7号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「書類の」を「書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

第2条中第4号を第5号とし、同条第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第5条第1項第2号ア中「第2条第111号」を「第2条第113号」に改め、同号イ中

「第2条第112号」を「第2条第114号」に改め、同号ウ中「第2条第113号」を「第2条第115号」に改め、同号エ中「第2条第135号」を「第2条第137号」に改め、同号オ中「第2条第136号」を「第2条第138号」に改め、同条第2項第2号中「第2条第26号」を「第2条第28号」に改め、同項第3号中「第7号、第12号及び第16号」を「第9号、第14号及び第18号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。